

議案第62号

安曇野市手数料条例の一部を改正する条例

安曇野市手数料条例（平成17年安曇野市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「審査庁。」を「審査庁とし、」に改め、「もの」の次に「とする」を加え、「審理員、」を「審理員とし、」に改め、「当該機関」の次に「とする」を加え、「第6条」を「次条」に改める。

第6条第1項第5号中「同法」を削る。

別表の2の項中

「

|                  |        |      |
|------------------|--------|------|
| （3） 所得に関する証明書の交付 | 1 件につき | 300円 |
|------------------|--------|------|

」を

「

|                  |                                       |      |
|------------------|---------------------------------------|------|
| （3） 所得に関する証明書の交付 | 1 件につき                                | 300円 |
|                  | （多機能端末機による交付<br>にあつては、1 件につき200<br>円） |      |

」に、

「土地図面を」を「土地図面の」に改め、同表の3の項中「場合も」を「場合を」に改め、同表の13の項中「第78条第4項」の次に「に規定する」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の2の項の改正規定（「土地図面を」を「土地図面の」に改める部分を除く。）は、令和8年12月1日から施行する。

令和8年8月28日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

議案第63号

安曇野市企業版ふるさと納税基金条例

(設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、安曇野市企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年8月28日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

議案第64号

安曇野市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

安曇野市認可地縁団体印鑑条例（平成17年安曇野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号エを次のように改める。

エ 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。第4条及び第12条において「省令」という。）第18条の3第1項第6号に規定する職務代行者

第3条第1項中「者（以下「登録申請者」という。）」を「代表者等」に改める。

第4条中「前条に規定する」を「前条第1項の規定による」に、「地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第21条第2項の規定に基づき」を「省令第18条の3第1項の規定により」に改める。

第5条第1項中「登録」の次に「を受けることが」を加え、同条第2項中「印鑑が」を「認可地縁団体印鑑が」に改め、「各号」の次に「のいずれか」を加え、同項各号列記以外の部分中「認可地縁団体印鑑として」を「当該認可地縁団体印鑑を」に改める。

第7条第1項中「者（」を「代表者等（」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「うえ」を「上」に、「申請者」を「印鑑登録者」に改める。

第8条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」を「印鑑登録者」に改め、「の各号」を削る。

第10条中「規定に基づく」を「規定による」に、「ときは」を「ときは、」に改める。

第11条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」を「印鑑登録者」に改め、同項第1号中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等」を「印鑑登録者」に改め、同項第3号中「認可地縁団体の代表者等に係る印鑑登録」を「認可地縁団体印鑑の登録」に改め、同条第2項中「うえ」を「上で」に改める。

第12条中「地方自治法施行規則」を「省令」に、「受けようとする者」を「受けようとする代表者等」に改め、「及び第9条」を削り、「を受けている者」を「を受けている代表者等」に、「読み替えて」を「、第9条中「印鑑登録者」とあるのは「印鑑登録者の代理人」と読み替えて」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

令和8年8月28日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

議案第65号

安曇野市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

安曇野市福祉医療費給付金条例（平成17年安曇野市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

令和8年8月28日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

議案第66号

安曇野市景観条例の一部を改正する条例

安曇野市景観条例（平成22年安曇野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第16条第7項第11号」を「第16条第8項第12号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日から施行する。

令和8年8月28日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

## 議案第67号

### 安曇野市児童クラブ利用者負担金条例の一部を改正する条例

安曇野市児童クラブ利用者負担金条例（平成19年安曇野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「いう。」の次に「以下「保護者」という。」を加え、「毎月末日（次項第2号に該当する場合は、利用した日の属する月の翌月末日）」を「利用した日の属する月の翌月末日」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項第1号中「通じた利用」の次に「（以下「通年利用」という。）」を加え、「当該月」を「入所又は退所した日の属する月」に、「区分に応じた」を「通年利用の」に改め、同項第2号中「基づき」を「より」に改め、「安曇野市委員会」の次に「（以下「教育委員会」という。）」を加え、「（別表において「長期休業」という。）のみを利用する」を「及び教育委員会が別に定める日のみの利用（以下「長期利用」という。）である」に、「当該日」を「児童クラブを利用した日」に、「区分に応じた長期休業のみの利用に係る」を「長期利用の」に、「又は別表」を「又は同表」に、「区分に応じた年間を通じた利用に係る」を「通年利用の」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、児童クラブを利用する児童が次の各号のいずれかに該当するときの負担金の額は、別表備考に定める負担金の額を除き、当該各号に定める額とする。

- (1) 保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者であるとき 無料
- (2) 保護者の当該年度の市県民税等（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税（都民税を含む。）及び市町村民税（特別区民税を含む。）をいう。以下同じ。）が非課税のとき 別表に定める負担金の額に2分の1を乗じて得た額
- (3) 保護者が市が交付する当該年度の当該児童に係る就学援助費を受給しているとき 別表に定める負担金の額に2分の1を乗じて得た額
- (4) 保護者を同一とする2人以上の児童が児童クラブを利用するとき 別表に定める負担金の額に2分の1を乗じて得た額（第2子以降の児童に係る負担金に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき 別表の負担金の額に2分の1を乗じて得た額又は無料

4 市長は、当該年度分の市県民税等の額が確定しない期間において到来する納期に係る負担金についてのみ、前年度の市県民税等の額により負担金の額を決定することができる。この場合において、市長は、当該年度分の市県民税等の額の確定の後に、前年度の市県民税等の額により決定した負担金の額を変更することができる。

第2条に次の2項を加える。

5 市長は、前項の規定により負担金の額を変更した場合において、既に徴収した負担金に不足が生じるときは、当該年度分の負担金が確定した日以後に到来する納期において、

その不足分を徴収することができる。

- 6 安曇野市以外で市県民税等が賦課されている者で、第3項第2号の規定により負担金の額の決定を希望するときは当該年度の市県民税等が非課税であることを証する書類を、第4項の規定により負担金の額の決定を希望するときは前年度の市県民税等が非課税であることを証する書類を市長に提出しなければならない。

第4条第1項中「第2条第3項の規定により」を「市長は、」に、「が当該年度の負担金を超えることになる」を「について徴収すべき負担金の額を超える」に改め、「する」の次に「ことができる」を加え、同条第2項中「納入済」を「既に徴収した当該年度」に改める。

第5条の見出し中「負担金の減免」を「委任」に改め、同条第1項を次のように改める。

この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第6条を削る。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

| 利用形態 | 児童1人当たりの負担金 |      |
|------|-------------|------|
|      | 月額          | 日額   |
| 通年利用 | 3,000円      | 120円 |
| 長期利用 | —           | 240円 |

#### 備考

- 1 教育委員会が別に定める延長保育（以下この備考において「延長保育」という。）に係る負担金の額は、月額500円（1日における延長保育の利用が30分を超えるときは、その超える時間について30分までごとに500円を加算した額）とする。
- 2 延長保育の申請時間を超えて利用するとき又は延長保育の申請がなく教育委員会が別に定める開設時間以外の時間に利用するときの負担金の額は、1回の利用につき500円（1回当たりの利用が30分を超えるときは、その超える時間について30分までごとに500円を加算した額）とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### （準備行為）

- 2 改正後の安曇野市児童クラブ利用者負担金条例の規定による安曇野市児童クラブの利用者負担金（以下「負担金」という。）に係る手続その他の準備行為は、施行日前にお

いても行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前までに、改正前の安曇野市児童クラブ利用者負担金条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 改正後の安曇野市児童クラブ利用者負担金条例の規定は、施行日以後の利用に係る負担金について適用し、施行日前の利用に係る負担金については、なお従前の例による。

令和 8 年 8 月 28 日 提出

安曇野市長 中山 栄樹